

第4期

和歌山県工賃向上計画

令和3年5月

和歌山県

目 次

- I 計画の基本的な考え方について・・・・・・・・・・ 1
- II 事業所及び工賃の推移と分布について・・・・・・・・ 2
- III 目標工賃の設定と達成状況の把握・公表について・・・・・・・・ 4
- IV 事業所の工賃向上支援に向けた主な取組について・・・・・・・・ 4
- V 計画の達成状況及び評価について・・・・・・・・ 6
- VI 工賃実績の報告及び計画提出について・・・・・・・・ 6

I 計画の基本的な考え方について

1 計画策定の趣旨

障害者が地域において自立した生活を送るためには、生活支援とともに就労支援が重要です。

障害者総合支援法では、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために障害者の就労を重要施策として位置づけており、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、また、一般就労が困難である人には就労継続支援B型事業所等での工賃水準が向上するように支援することが必要です。

国においても、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度以降は3年毎に「工賃向上計画」を策定し、これに基づいた取組を推進することとされました。

本県においても、平成24年度以降3年毎に計画を策定しており、前回計画である第3期工賃向上計画（期間：平成30年度から令和2年度の3年間）では、令和元年度の平均工賃月額については、17,900円、令和2年度については18,600円まで向上させることを目標とし、工賃向上に取り組んできました。

その結果、現在、公表している最新値である令和元年度の平均工賃月額は17,265円となっており、目標額は達成できませんでしたが、第1期工賃向上計画（期間：平成24年度から平成26年度の3年間）の初年度である平成24年度の県内の平均工賃月額15,377円と、令和元年度の平均工賃月額17,265円を比較すると7年間で12.3%、1,888円増加しています。

このように、これまでの取組により、県内の平均工賃月額は上昇傾向にあり、全国の平均工賃月額を上回っています。

しかし、障害者が地域で自立した生活を送るためには、工賃水準は依然として十分とはいえない状況にあり、今後も引き続き、工賃向上に取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とした「第4期工賃向上計画」（以下「計画」という。）を策定し、引き続き更なる工賃向上を目指し、取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

平成30年4月に策定した「紀の国障害者プラン2018」（以下「プラン」という。）では、最重要施策の1つとして「雇用・就労・経済的自立の推進」を定め、福祉就労支援策をとりまとめ、工賃向上に向けた基本的な考え方を定めています。

計画は、このプランで提示した内容をより具体的で確実なものとするために、令和3年度から令和5年度までの各年度の目標工賃とその目標達成のために取り組む具体的な方策を示すものとして位置づけます。

3 計画の対象期間

計画の対象期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

4 計画の進捗状況の公表

毎年度、障害者就労施設の工賃の状況を本県ホームページで公表します。

5 計画の対象事業所

原則として、県内で指定を受けている全ての就労継続支援B型事業所を対象事業所とし、対象事業所においては特別な事情がない限り、事業所の工賃向上計画（以下、事業所の計画という。）を作成することとします。

なお、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所（生産活動を行っている場合。）及び地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所についても計画の対象事業所とします。

II 事業所及び工賃の推移と分析について

1 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額推移

表1のとおり令和元年度の平均工賃月額は17,265円で平成24年度から1,888円増加しており、全国平均の月額工賃16,369円（全国順位18位）を上回っています。また、就労継続支援B型事業所数は増加（対平成24年度比92.3%増）し、障害者の福祉的就労の場は拡大しています。

【表1】工賃支払総額、平均工賃月額及び事業所数の推移

| 年度 | 工賃支払総額 | 県内の 平均工賃月額 | 事業所数 | 全国の 平均工賃月額 |
|--------|--------------|---------------|------|---------------|
| 平成24年度 | 304,020,265円 | 15,377円 | 78 | 14,190円 |
| 平成25年度 | 349,560,664円 | 15,741円 | 85 | 14,437円 |
| 平成26年度 | 381,287,492円 | 16,169円 | 92 | 14,838円 |
| 平成27年度 | 405,021,151円 | 16,198円 | 101 | 15,033円 |
| 平成28年度 | 450,382,129円 | 16,489円 | 112 | 15,295円 |
| 平成29年度 | 486,687,721円 | 16,565円 | 123 | 15,603円 |
| 平成30年度 | 506,757,569円 | 16,433円 | 141 | 16,118円 |
| 令和元年度 | 577,246,125円 | 17,265円 | 149 | 16,369円 |

2 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額分布の推移

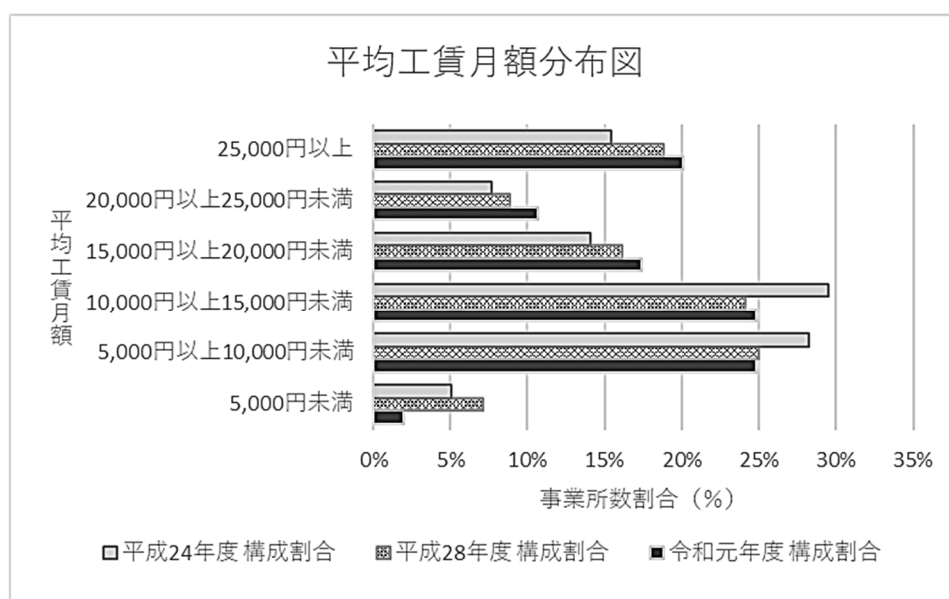
平均工賃月額の分布では、表2のとおり、令和元年度の平均工賃月額5,000円未満の事業所割合が2.0%と平成28年度に比べて5.1ポイント減少しました。また、平均工賃月額15,000円以上の割合が増加したことにより、全体として工賃水準が引き上げられました。

一方で、平均工賃月額10,000円未満の事業所の割合は減少しているものの、26.8%（40事業所）存在しています。

【表2】和歌山県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額分布の推移

| 平均工賃月額 | 令和元年度 | | 平成28年度 | | 平成24年度 | |
|------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 事業所数 | 構成割合 | 事業所数 | 構成割合 | 事業所数 | 構成割合 |
| 5,000円未満 | 3 | 2.0% | 8 | 7.1% | 4 | 5.1% |
| 5,000円以上 10,000円未満 | 37 | 24.8% | 28 | 25.0% | 22 | 28.2% |
| 10,000円以上 15,000円未満 | 37 | 24.8% | 27 | 24.1% | 23 | 29.5% |
| 15,000円以上 20,000円未満 | 26 | 17.4% | 18 | 16.1% | 11 | 14.1% |
| 20,000円以上 25,000円未満 | 16 | 10.7% | 10 | 8.9% | 6 | 7.7% |
| 25,000円以上 | 30 | 20.1% | 21 | 18.8% | 12 | 15.4% |
| 合計 | 149 | 100.0% | 112 | 100.0% | 78 | 100.0% |

※構成割合は小数点第二位を四捨五入しており、合計が100にならない場合があります。



Ⅲ 目標工賃の設定と達成状況の把握・公表について

1 目標工賃

(1) 目標工賃

計画期間中の目標工賃（月額）を次表のとおり設定します。

| | | | |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 目標工賃 （月額） | 令和3（2021）年度 | 令和4（2022）年度 | 令和5（2023）年度 |
| | 18,300円 | 19,300円 | 20,300円 |

(2) 目標工賃設定の考え方

ア 上述（1）の目標工賃は、令和3年度の目標工賃（月額）を令和元年度の平均工賃（月額）実績額（17,265円）より概ね1,000円上げることが目標に18,300円とし、その後も毎年度1,000円上げて、令和5年度には20,300円とする目標を設定しました。

イ 各事業所において設定する目標工賃は、本県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況、地域の産業状況等を踏まえて、原則として前年度の工賃実績を上回る水準となるように考慮して月額により算出した額で設定することとしました。

ただし、事業所及び利用者の状況により、1日の利用時間、1月の利用時間、1月の利用日数に違いがあることを考慮して、時間額により算出した工賃を目標とすることも可能とします。

2 目標工賃の達成状況の把握・公表

計画期間中の各年度において、工賃実績や目標工賃の達成状況を把握するとともに、その結果を県ホームページへの掲載により公表します。

なお、把握した工賃実績が目標工賃と著しく乖離している事業所に対しては、適宜ヒアリングを実施して状況を把握し、必要に応じて助言を行います。

Ⅳ 事業所の工賃向上支援に向けた主な取組について

計画では、事業所の計画における工賃目標が達成されるよう、市町村や企業等関係機関との連携を強化し、事業所の実情に応じた工賃向上を支援します。

具体的には以下の取組を行います。

1 企業的経営方法の導入

工賃向上の実現に向けて相談体制の整備に努め、事業所ニーズや課題に応じて経営コンサルタントや専門家を派遣して、経営改善、新商品の開発や販路の拡大、作業効率の向上につながる職場環境の改善等の支援を行います。

2 研修会の開催

企業的経営方法や事業所の営業技術及び直接処遇職員の販売技術の強化を図るため、経営や事業内容に適した専門家による研修会や販売力強化等の技術指導研修会を開催し、事業所の経営者及び職員の意識改革や技術・ノウハウの習得、新商品の開発や品質

向上を図ります。

3 共同受注窓口による受注促進と組織の支援

複数の事業所が共同で受注、品質管理等を行う共同受注窓口の運営を支援し、安定的な受注確保を図ります。事業所の製品や業務内容について県ホームページ等を活用して紹介し、発注者とのコーディネートを行い、民間企業等から業務を受注できるようになってきていることから、共同受注窓口の普及啓発による参加事業所数の増加や情報発信による業務受託量の増加を図っていくことを支援します。

4 官公需の発注等の配慮

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）や障害者優先調達推進法の規定に基づき策定した障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針（以下「方針」という。）により、県において障害者優先調達推進法の対象となる事業所の受注可能な物品及び役務のリストを作成し、県ホームページで公開・更新を行うことで、関係機関への活用を促進します。

また、方針を庁内に周知徹底することで、各種イベント・式典における記念品や冊子等の印刷、施設等の清掃や除草業務等役務の提供に際して積極的に事業所から調達するよう促進します。

さらに、市町村においても積極的な優先調達の取組が行われるよう、方針の作成を促すとともに、情報交換の場を設けるなど支援します。

5 市町村及び企業との連携による共同受注の推進

県内の各市町村に対して工賃向上のための支援に取り組むよう働きかけるとともに、地元の企業や商店等多様な分野・業種との連携を共同受注窓口と協力しながら実施することで、地域密着型の支援を強化し、全県的な取組として展開します。

また、企業と連携した展示・即売会の開催や企業からの生産技術指導等により、事業所と企業の相互理解を深め、協力関係を構築し、企業から事業所への支援拡大につなげていきます。

6 工賃実績が低い事業所等に対する助言・支援

事業所の工賃向上への取組について、運営改善のために県が実施しているチャレンジド工賃水準倍増事業において利用可能な事業に関する情報提供等必要な助言を行います。

特に、障害福祉サービス等報酬改定により、平成30年度からは平均工賃月額に応じた報酬が設定され、平均工賃月額が低いほど基本報酬（単位）が低くなっているため、工賃実績が低い事業所を支援します。

7 PR活動等による支援

積極的に情報収集を行い、県主催のイベントや地域の行事等で事業所が出店できるよう働きかけを行うとともに、共同受注窓口や企業等とも連携しながら様々なPR活動等

を展開します。

8 就労支援の場の提供

事業所で製造される製品の販売機会、事業所で働く障害者の販売技術や接客技術を構築し、将来の一般就労につながるよう、庁内の空きスペース等を活用して就労訓練の場を提供します。

V 計画の達成状況及び評価について

計画期間中の年度ごとに、前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価を行います。

なお、計画期間中に大規模災害や著しい経済的影響によって事業所の運営に多大な影響が出た場合には、目標工賃（月額）を修正できるものとします。

VI 工賃実績の報告及び計画提出について

1 工賃実績の報告

計画の対象となる事業所は、平成 19 年 4 月 2 日障障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」に基づき、毎年 4 月末日までに実績を報告することとします。

2 計画の提出

事業所の新規指定を受けた者は、速やかに事業所の計画を作成し、県へ提出することとします。